

資 料 提 供	
平成 2 8 年 9 月 7 日	
担 当 課 (担 当 者)	財 政 課 (中 西)
電 話	0857-26-7043

平成 2 8 年 9 月 定例県議会付議案

議案第 1 号	平成 2 8 年度鳥取県一般会計補正予算
議案第 2 号	同 鳥取県営電気事業会計補正予算
議案第 3 号	同 鳥取県営埋立事業会計補正予算
議案第 4 号	同 鳥取県営病院事業会計補正予算

議案第 5 号 鳥取県税条例の一部改正について（税務課）

法人県民税及び自動車税について所要の改正を行うものである。

（概 要）

①法人県民税

法人県民税法人税割について引き続き 4.0%の超過課税を実施するものである。（資本金等の額が 1 億円以下で、かつ法人税額が年 1,000 万円以下の法人に対して 3.2%の不均一課税を併せて実施する。）

区 分		現 行	改正後
税率の特例期間		平成 29 年 3 月 31 日までに終了する各事業年度分の法人税割	平成 33 年 3 月 31 日までに開始する各事業年度分の法人税割
特例期間 中の税率	中小法人等	3.2%	3.2%（変更なし）
	中小法人等以外の法人	4.0%	4.0%（変更なし）

②自動車税

ア 水素自動車に係る税率について、電気自動車と同額とするよう定める。

イ 電気自動車であるトラックに係る税率について、最大積載量に応じた税率にするとともに、貨客兼用車に加算する税率について総排気量が最小（1 リットル以下）の車と同額の税率を設定する。

ウ 電気自動車であるキャンピング車に係る税率について、総排気量が最小（1 リットル以下）のものと同額の税率を設定する。

[公布施行]

議案第 6 号 鳥取県附属機関条例の一部改正について（業務効率推進課、医療指導課）

鳥取県医療費適正化計画の策定及び評価に関する調査審議を行うため、知事の附属機関として、鳥取県医療費適正化計画策定評価委員会を設置するものである。

[公布施行]

議案第 7 号 鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例の一部改正について（くらしの安心推進課）

防犯カメラの設置等による防犯環境整備の推進を図るため、所要の改正を行うものである。

（概 要）

①事業者の責務に、事業用施設への防犯カメラの設置等により地域における防犯環境整備に協力するよう努めることを加える。

②防犯カメラの設置者等は、防犯カメラによって不当に人権が侵害されないようにするための措置を講ずるよう努めるものとするとともに、知事及び公安委員会は、共同してその措置の参考となるべき指針を定めることとする。

[公布施行]

議案第 8号 鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正について（警察本部警務課）

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律が制定されたことに伴い、国外犯罪被害弔慰金等に関するものを、警察本部警務部の所掌事務に加えるものである。

[平成 28 年 11 月 30 日施行]

議案第 9号 工事請負契約（国道482号（つく米バイパス）わかさ氷ノ山トンネル工事（交付金改良）の締結について（道路建設課）

工 事 名：国道482号（つく米バイパス）わかさ氷ノ山トンネル工事（交付金改良）

工 事 場 所：八頭郡若桜町大字茗荷谷から八頭郡若桜町大字春米まで

契約の相手方：国道482号（つく米BP）わかさ氷ノ山トンネル工事（交付金改良）鴻池・青木あすなろ・栗山特定建設工事共同企業体

契 約 金 額：2,708,640,000 円

工事完成期限：平成 31 年 3 月 15 日

議案第 10号 財産を無償で貸し付けること（境港外港竹内地区ふ頭予定地）について（企業局経営企画課）

相 手 方：国

貸 付 財 産：普通財産

所在地	種 類	数 量
境港市竹内団地 208 番 1 ほか 1 筆	土 地	38,520.05 m ²

貸 付 期 間：平成 28 年 10 月 17 日から平成 29 年 9 月 30 日まで

無償貸付理由：境港外港竹内地区ふ頭予定地について、国が境港ふ頭再編改良事業に係る地盤改良工事を行うため、国に無償で貸し付けようとするものである。

議案第 11号 財産の取得（クローラクレーン）について（空港港湾課）

取 得 の 目 的：鳥取港の荷役の用に供するため、荷役機械を更新するものである。

財 産 の 内 容：200 トン吊りクローラクレーン 1 台

取得予定価格：156,276,000 円

契約の相手方：株式会社原商鳥取支店

議案第12号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（消防防災課）

和解の相手方：A 米子市 個人
B 米子市 個人
C 南部町 個人
D 南部町 個人
E 南部町 個人
F 南部町 個人
G 南部町 個人
H 南部町 個人
I 南部町 個人
J 日南町 個人
K 江府町 個人
L 南部町 個人
M 南部町 個人
N 日南町 個人

和解の要旨：県側の過失割合を10割とし、県は、総額5,995,229円を航空保険から支払う。県は、損害賠償金218,106円をAに、716,544円をBに、1,089,179円をCに、505,445円をDに、504,770円をEに、250,488円をFに、773,180円をGに、455,837円をHに、170,018円をIに、1,175,270円をJに、136,392円をKにそれぞれ支払うものとする。また、L、M及びNは、損害賠償請求権を行使しないものとし、県は、損害賠償金を支払わないものとする。

概要：平成28年5月4日、消防防災ヘリコプターでの林野火災に対する活動中、飛行場外離着陸場に着陸しようとした際、回転翼によって生じた風により小石等が舞い上がり、隣接の駐車場に和解の相手方がそれぞれ駐車していた普通乗用自動車2台、小型乗用自動車2台、軽乗用自動車6台及び軽貨物自動車4台に衝突し、それぞれの車両が破損したものである。

議案第13号 第4次鳥取県男女共同参画計画の策定について（女性活躍推進課）

社会情勢の変化や平成27年8月の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の成立を踏まえ、平成28年3月に策定した鳥取県女性活躍推進計画と一体的に男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するため、第4次鳥取県男女共同参画計画を策定するものである。

（概要）

計画の期間：平成28年11月1日から平成33年3月31日まで

基本テーマ：男女が共に活躍できる環境づくり

安全・安心に暮らせる社会づくり

男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

議案第14号 公の施設の指定管理者の指定（鳥取県営東山水泳場）について（スポーツ課）

鳥取県営東山水泳場の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

（概要）

指定管理者となる団体：一般財団法人鳥取県水泳連盟・公益財団法人鳥取県体育協会共同企業体
（公募）

指定の期間：平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

議案第15号 平成27年度鳥取県営電気事業会計未処分利益剰余金の処分及び平成27年度鳥取県営企業決算の認定について（企業局経営企画課）

議案第16号 平成27年度鳥取県営病院事業会計資本剰余金の処分及び平成27年度鳥取県営病院事業決算の認定について（病院局総務課）

議案第17号 鳥取県支え愛交通安全条例の設定について（くらしの安心推進課）

交通事故のない鳥取県の実現に資するため、障がい者、高齢者及び子ども並びに自転車を利用する者の道路交通の安全の確保に関し、配慮し、又は遵守すべき事項を定めるとともに、交通安全教育に係る県、学校等、事業者及び県民の責務並びに交通環境の整備に係る県の責務について定めるものである。

（概 要）

- ①障がい者、高齢者及び子ども並びに自転車利用者に係る配慮事項として、交通安全が確保されるよう安全な通行への配慮や車両接近通報装置の搭載・使用等について定める。
- ②交通安全教育に係る事項として、関係機関・団体と連携した交通安全教育の推進等、県、学校等、県民等の責務について定める。
- ③交通環境整備に係る事項として、国、市町村との連携、道路交通における移動等円滑化の推進等県の責務について定める。

[公布施行]

報 告 事 項

報告第 1号 平成27年度鳥取県一般会計継続費繰越計算書について（財政課）

件 数 10件 繰越額 1,798,558千円

報告第 2号 平成27年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について（財政課）

件 数 211件 繰越額 20,042,461千円

報告第 3号 平成27年度鳥取県一般会計事故繰越し繰越計算書について（財政課）

件 数 1件 繰越額 36,153千円

報告第 4号 平成27年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について（財政課）

件 数 1件 繰越額 83,183千円

報告第 5号 平成27年度鳥取県営電気事業会計継続費繰越計算書について（財政課）

件 数 2件 繰越額 25,349千円

報告第 6号 平成27年度鳥取県営電気事業会計予算繰越計算書について（財政課）

件 数 4件 繰越額 196,739千円

報告第 7号 平成27年度鳥取県営病院事業会計継続費繰越計算書について（財政課）

件 数 2件 繰越額 416,109千円

報告第 8号 平成27年度鳥取県営病院事業会計予算繰越計算書について（財政課）

件 数 3件 繰越額 127,020千円

報告第 9号 平成27年度鳥取県営病院事業会計継続費精算報告書について（病院局総務課）

事業名	年度	精算額 (円)
中央病院建替整備事業費（駐車場整備工事）	26～27年度	91,654,132

報告第 10号 議会の委任による専決処分の報告について

（1）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成28年6月17日専決）（経営支援課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 113,098 円（県過失 8 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 28 年 4 月 5 日、経営支援課の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、駐車場内で後退した際、後方を通過していた和解の相手方所有の軽貨物自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(2) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る和解について（平成28年6月24日専決）

(人権教育課)

和解の相手方：借受者 1名 利害関係人 1名

和解の要旨：和解の相手方は、連帯して未返還金及び督促申立費用等 837,616 円について、平成 28 年 7 月から全額返還するまで毎月 20,000 円ずつ県に支払うこと。

(3) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について（平成28年6月24日専決）

(人権教育課)

和解の相手方：借受者 1名

和解の要旨：和解の相手方は、未返還金及び督促申立費用等 575,008 円について、平成 28 年 7 月から全額返還するまで毎月 16,000 円ずつ県に支払うこと。

(4) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について（平成28年6月24日専決）

(人権教育課)

和解の相手方：借受者 1名

和解の要旨：和解の相手方は、未返還金及び督促申立費用等 541,933 円について、平成 28 年 7 月から全額返還するまで毎月 15,000 円ずつ県に支払うこと。

(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成28年7月12日専決）

(住まいまちづくり課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 81,557 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 28 年 5 月 22 日、県営住宅末恒第 2 団地において、配水管が詰まり、他階からの排水が逆流して和解の相手方の住戸の台所流し台の排水口から溢れ出したことにより、和解の相手方所有の家財が汚損したものである。

(6) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る和解について（平成28年7月12日専決）

(住まいまちづくり課)

和解の相手方：甲 県営住宅の入居者 1 名

乙 甲の保証人 1 名

和解の要旨：

- ・ 県は、和解の相手方に対してなした県営住宅に係る賃貸借契約解除の意思表示を撤回し、和解の相手方が当該賃貸借契約に基づく賃借権を有することを確認する。
- ・ 県は、和解の相手方に対してなした駐車場使用許可取消しの意思表示を撤回し、和解の相手方が当該駐車場使用許可に基づく賃借権を有することを確認する。
- ・ 県及び和解の相手方は、和解の相手方が平成 28 年 5 月分までの未払家賃 396,900 円、未払駐車場使用料 32,400 円及び損害賠償金 276,984 円を県に支払済みであることを確認する。
- ・ その他、今後の家賃及び駐車場使用料未納時の取扱い、損害賠償金の支払に係る取扱い等について取り決める。

(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成28年7月14日専決）

（警察本部監察課）

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、人身損害に対する損害賠償金 29,050 円を支払うこと。また、和解の相手方は物的損害に対する損害賠償請求権を行使しないものとし、県は、物的損害に対する損害賠償金を支払わないものとする。 （県過失 10 割）

事故の概要：平成 28 年 4 月 6 日、米子警察署所属の職員が、公務のため軽特種自動車（パトカー）を道路左側に停車させ、降車しようとしてドアを開けた際、右後方の安全確認が不十分であったため、後方から進行してきた和解の相手方所有の自転車に接触し、同車両が破損するとともに、和解の相手方が負傷したものである。

(8) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成28年7月21日専決）

（人権教育課）

相手方：借受者 1 名 連帯保証人 1 名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者及びその連帯保証人に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成28年7月27日専決）

（警察本部監察課）

和解の相手方：大山町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 166,601 円（県過失 9 割）を支払う。

事故の概要：平成 28 年 4 月 23 日、八橋警察署所属の職員が、公務のため普通特種自動車（パトカー）を運転中、交差点に進入した際、左方道路から進行してきた和解の相手方所有の小型乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(10) 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について（平成28年7月30日専決）（会計指導課、治山砂防課）

採石法及び砂利採取法の一部改正に伴い、条例の規定中引用する同法の条項の改正を行うものである。

[公布施行]

(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成28年8月10日専決）（農業大学校）

和解の相手方：甲 倉吉市 個人

乙 倉吉市 個人

和解の要旨：県は、物的損害に対する損害賠償金 547,668 円を甲に、247,417 円を乙に、それぞれ支払うものとする。また、県は、人身損害に対する損害賠償金 899,128 円を甲に支払うものとする。 （県過失 10 割）

事故の概要：平成 28 年 1 月 8 日、農業大学校の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、信号待ちで停止していた和解の相手方甲所有の軽乗用自動車に追突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方甲が負傷したものである。また、追突したはずみで、当該軽乗用自動車が、前方の和解の相手方乙所有の小型乗用自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。

(12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成28年8月16日専決）（空港港湾課）

和解の相手方：甲 兵庫県美方郡香美町 企業
乙 兵庫県美方郡香美町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 311,887 円（県過失 10 割）を和解の相手方甲に支払う。

事故の概要：平成 28 年 6 月 1 日、和解の相手方乙が、鳥取港岸壁を和解の相手方甲所有の普通貨物自動車で行き中、側溝の蓋が跳ね上がり、同車両が破損したものである。

(13) 鳥取県地球温暖化対策条例の一部改正について（平成28年8月16日専決）（環境立県推進課）

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に伴い、条例の規定中引用する同法の条項の改正を行うものである。

[公布施行]

(14) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について（平成28年8月17日専決）
（住まいまちづくり課）

相手方：県営住宅住吉団地ほか1団地 入居者3名 保証人1名

訴えの内容：県営住宅の明渡し、未納家賃、駐車場使用料及び損害賠償金の支払並びに訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(15) 鳥取県附属機関条例の一部改正について（平成28年8月19日専決）
（業務効率推進課、企業支援課）

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正に伴い、条例の規定中引用する同法の題名及び条項の改正を行うものである。

[公布施行]

(16) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成28年8月23日専決）（道路企画課）

和解の相手方：甲 三朝町 個人
乙 倉吉市 企業
丙 三朝町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 6,368 円（県過失 4 割）を和解の相手方甲に支払う。

事故の概要：平成 28 年 4 月 30 日、和解の相手方丙が、一般国道 179 号を和解の相手方乙が所有し、和解の相手方甲が使用する小型乗用自動車で行き中、沿道の斜面から路上に落下していた石に乗り上げ、同車両が破損したものである。

(17) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成28年8月25日専決）（県土総務課）

和解の相手方：福岡市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 20,000 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 28 年 7 月 15 日、西部総合事務所の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方から借り受けていた小型乗用自動車を運転中、前方の安全確認が不十分であったため、路面の陥没した部分にはまり、同車両が破損したものである。

報告第11号 公立大学法人公立鳥取環境大学の業務の実績に関する評価について（教育・学術振興課）

地方独立行政法人法第 28 条第 5 項の規定により、公立大学法人公立鳥取環境大学の平成 27 年度における業務の実績に関する評価について報告する。

報告第12号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務の実績に関する評価について（産業振興課）

地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの平成27年度における業務の実績に関する評価について報告する。

報告第13号 法人の経営状況について

公益財団法人とっとり県民活動活性化センター ほか31法人

報告第14号 鳥取県出資法人等における給与等の状況について

公益財団法人とっとり県民活動活性化センター ほか31法人

報告第15号 長期継続契約の締結状況について

件数 新規11件